

●規程改正の概要

要 旨	平成29年度法人の組織改編等に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」等の一部改正を行う。																																							
内 容	<p>1 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正</p> <p>(1) 職名の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央病院における院長補佐の配置、職名の追加・変更に伴い、第6条第2項に規定する給料表の適用範囲表及び級別標準職務表（別表5）を改正する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 院長補佐の配置に伴い追加する。</li> <li>② 栄養士の職名に管理栄養士等を追加する。</li> <li>③ 技能員の職名を医事職員に変更する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 管理職手当支給区分表の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年度の中央病院及び北病院の組織改編等に伴い、管理職手当支給区分表（別表14）を改正する。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 40%;">職</th> <th style="width: 20%;">支給区分</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">中央病院</td> <td>院長補佐</td> <td>六種（四種・五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>総合診療・感染症センター統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>支給区分改正</td> </tr> <tr> <td>呼吸器病センター統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>名称変更</td> </tr> <tr> <td>循環器病センター統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>肝胆脾・消化器病センター統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>患者支援センター統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>名称変更</td> </tr> <tr> <td>総合ゲノム診療統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>看護部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>支給区分改正</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北病院</td> <td>副看護部長</td> <td>七種（六種）</td> <td>支給区分改正</td> </tr> <tr> <td>看護部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>支給区分改正</td> </tr> <tr> <td>副看護部長</td> <td>七種（六種）</td> <td>支給区分改正</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 初任給調整手当に係る規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初任給調整手当の支給額等について、これまで県の初任給調整手当に関する規則を準用し、規程において支給額等を定めていなかったが、別表16として初任給調整手当支給区分表を追加し、区分に応じた手当支給額を定める。</li> </ul> <p>2 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能員の職名を医事職員に変更することに伴い、所要の改正を行う。</li> <li>○ 試験職種に言語聴覚士を追加する。</li> </ul>	組織	職	支給区分	備考	中央病院	院長補佐	六種（四種・五種）	新設	総合診療・感染症センター統括部長	六種（五種）	支給区分改正	呼吸器病センター統括部長	六種（五種）	名称変更	循環器病センター統括部長	六種（五種）	新設	肝胆脾・消化器病センター統括部長	六種（五種）	新設	患者支援センター統括部長	六種（五種）	名称変更	総合ゲノム診療統括部長	六種（五種）	新設	看護部長	六種（五種）	支給区分改正	北病院	副看護部長	七種（六種）	支給区分改正	看護部長	六種（五種）	支給区分改正	副看護部長	七種（六種）	支給区分改正
組織	職	支給区分	備考																																					
中央病院	院長補佐	六種（四種・五種）	新設																																					
	総合診療・感染症センター統括部長	六種（五種）	支給区分改正																																					
	呼吸器病センター統括部長	六種（五種）	名称変更																																					
	循環器病センター統括部長	六種（五種）	新設																																					
	肝胆脾・消化器病センター統括部長	六種（五種）	新設																																					
	患者支援センター統括部長	六種（五種）	名称変更																																					
	総合ゲノム診療統括部長	六種（五種）	新設																																					
	看護部長	六種（五種）	支給区分改正																																					
北病院	副看護部長	七種（六種）	支給区分改正																																					
	看護部長	六種（五種）	支給区分改正																																					
	副看護部長	七種（六種）	支給区分改正																																					
施行期日	平成29年4月1日から施行する。																																							

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程 新旧対照表

新	旧												
<p>(給料表)</p> <p>第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>一～四 略</p> <p>2 前項の給料表の適用については、下の適用範囲表に定めるところによる。</p> <p>適用範囲表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表の種類</th><th style="text-align: center;">適用する職員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">技能労務職給料表</td><td style="text-align: center;">職員のうち次に掲げる者 一 主任技術員及び技術員 二 主任医事職員及び医事職員 三 主任業務員及び業務員 四 主任看護助手及び看護助手</td></tr> </tbody> </table>	給料表の種類	適用する職員	略	略	技能労務職給料表	職員のうち次に掲げる者 一 主任技術員及び技術員 二 主任医事職員及び医事職員 三 主任業務員及び業務員 四 主任看護助手及び看護助手	<p>(給料表)</p> <p>第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>一～四 略</p> <p>2 前項の給料表の適用については、下の適用範囲表に定めるところによる。</p> <p>適用範囲表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表の種類</th><th style="text-align: center;">適用する職員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">技能労務職給料表</td><td style="text-align: center;">職員のうち次に掲げる者 一 主任技術員及び技術員 二 主任医事職員及び医事職員 三 主任業務員及び業務員 四 主任看護助手及び看護助手</td></tr> </tbody> </table>	給料表の種類	適用する職員	略	略	技能労務職給料表	職員のうち次に掲げる者 一 主任技術員及び技術員 二 主任医事職員及び医事職員 三 主任業務員及び業務員 四 主任看護助手及び看護助手
給料表の種類	適用する職員												
略	略												
技能労務職給料表	職員のうち次に掲げる者 一 主任技術員及び技術員 二 主任医事職員及び医事職員 三 主任業務員及び業務員 四 主任看護助手及び看護助手												
給料表の種類	適用する職員												
略	略												
技能労務職給料表	職員のうち次に掲げる者 一 主任技術員及び技術員 二 主任医事職員及び医事職員 三 主任業務員及び業務員 四 主任看護助手及び看護助手												
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第42条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、<u>当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内、第三号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあっては、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</u></p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第42条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、<u>当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第三号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあっては、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</u></p>												

<p>一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で理事長が定めるもの</p> <p>三 前二号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で理事長が定めるもの</p>	<p>一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額 413,800円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で理事長が定めるもの 月額 50,600円</p> <p>三 前二号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で理事長が定めるもの 月額 2,500円</p>
<p>2 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額は職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じた別表 16 に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 22 年規程第 16 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあつては 6 年、実地修練を経た場合にあつては 5 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からそなえることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p>	

<u>3</u> 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の 地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭 和63年山梨県条例第2号)第2条第1項の規定により派遣された場 合における当該職員に対する別表16の適用については、当該休職 の期間(第62条第1項若しくは第2項の規定により給与の全額を 支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、同表の期 間の区分欄に掲げる期間には算入しない。	<u>—</u>	<u>—</u>												
<u>4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整 手当を支給される職員との均衡上必要があると認められると認めら れる職員に、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</u>	<u>—</u>	<u>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整 手当を支給される職員との均衡上必要があると認められると認めら れる職員に、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</u>												
<b>別表5 級別標準職務表(第7条関係)</b>	—	<table border="1" data-bbox="827 1119 1209 1968"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療職給料表(一)級別標準職務表</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>四級</td> <td>1 略 2 副院長、医療安全・感染対策局長、がんセンター局 長、院長補佐又は統括部長の職務 3~6 略</td> </tr> </tbody> </table>	医療職給料表(一)級別標準職務表		職務の級	標準的な職務	一級	略	二級	略	三級	略	四級	1 略 2 副院長、医療安全・感染対策局長、がんセンター局 長、院長補佐又は統括部長の職務 3~6 略
医療職給料表(一)級別標準職務表														
職務の級	標準的な職務													
一級	略													
二級	略													
三級	略													
四級	1 略 2 副院長、医療安全・感染対策局長、がんセンター局 長、院長補佐又は統括部長の職務 3~6 略													
<b>別表5 級別標準職務表(第7条関係)</b>	—	<table border="1" data-bbox="827 226 1209 1069"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療職給料表(一)級別標準職務表</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>四級</td> <td>1 略 2 副院長、医療安全・感染対策局長、がんセンター局 長、院長補佐又は統括部長の職務 3~6 略</td> </tr> </tbody> </table>	医療職給料表(一)級別標準職務表		職務の級	標準的な職務	一級	略	二級	略	三級	略	四級	1 略 2 副院長、医療安全・感染対策局長、がんセンター局 長、院長補佐又は統括部長の職務 3~6 略
医療職給料表(一)級別標準職務表														
職務の級	標準的な職務													
一級	略													
二級	略													
三級	略													
四級	1 略 2 副院長、医療安全・感染対策局長、がんセンター局 長、院長補佐又は統括部長の職務 3~6 略													

三 医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務	標準的な職務
一級	放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、 衛生検査技師、臨床工学校士、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士の職務	放射線技師、臨床検査技師 _____、 衛生検査技師、臨床工学校士、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士の職務
二級	薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、 栄養士、衛生検査技師、臨床工学校士、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士の 職務	薬剤師、放射線技師、臨床検査技師 _____、 栄養士、衛生検査技師、臨床工学校士、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士の 職務
三級	1 主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師、 主任管理栄養士、主任栄養士、主任衛生検査技師、 主任臨床工学校士、主任理学療法士、主任作業療法 士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛 生士の職務  2 相当困難な業務を行う薬剤師、放射線技師、臨床檢 査技師、管理栄養士、栄養士、衛生検査技師、臨床 工学校士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 視能訓練士、歯科衛生士の職務	1 主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師 _____、 主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法 士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛 生士の職務  2 相当困難な業務を行う薬剤師、放射線技師、臨床檢 査技師 _____、主任栄養士、主任衛生検査技師、臨床 工学校士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 視能訓練士、歯科衛生士の職務
四級	相当困難な業務を行う主任薬剤師、主任放射線技師、 主任臨床検査技師、主任管理栄養士、主任栄養士、主 任衛生検査技師、主任臨床工学校士、主任理学療法士、 主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、 主任歯科衛生士の職務	相当困難な業務を行う主任薬剤師、主任放射線技師、 主任臨床検査技師 _____、主任栄養士、主任衛生 検査技師、主任臨床工学校士、主任理学療法士、主任 作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、 主任歯科衛生士の職務
五級	1 副薬剤部長、薬剤師長、副総放射線技師長、放射 線技師長、副総検査技師長、臨床検査技師長、管理 栄養士長、栄養士長、衛生検査技師長、臨床工学校 士	1 副薬剤部長、薬剤師長、副総放射線技師長、放射 線技師長、副総検査技師長、臨床検査技師長 _____ 、栄養士長、衛生検査技師長、臨床工学校士

	士長、理学療法士長、作業療法士長、視能訓練士長、言語聴覚士長、歯科衛生士長の職務 2 略	士長、理学療法士長、作業療法士長、視能訓練士長、言語聴覚士長、歯科衛生士長の職務 2 略
	3 特に困難な業務を行う主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師、主任栄養士、主任衛生検査技師、主任臨床工学校士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務	3 特に困難な業務を行う主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師、主任栄養士、主任衛生検査技師、主任臨床工学校士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務
六級	1・2 略 3 特に困難な業務を処理する薬剤師長、放射線技師長、臨床検査技師長、管理栄養士長、栄養士長、衛生検査技師長、臨床工学校士長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長、視能訓練士長、歯科衛生士長の職務 4・5 略	1・2 略 4 特に困難な業務を処理する薬剤師長、放射線技師長、臨床検査技師長、栄養士長、衛生検査技師長、臨床工学校士長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長、視能訓練士長、歯科衛生士長の職務 4・5 略
七級	略	略
	四・五 略	四・五 略
	六 技能労務職給料表級別標準職務表	六 技能労務職給料表級別標準職務表
職務の級	標準的な職務	標準的な職務
一級	略	一級 略
二級	略	二級 略
三級	1 主任技術員、主任医事職員の職務 2 高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員及び主任看護助手の職務	1 主任技術員、主任技能員の職務 2 高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員及び主任看護助手の職務

	3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行うその他の技能労務職員の職務
四級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任技術員、 <u>主任医事職員</u> の職務 2 特に高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員及び主任看護助手の職務

別表14 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）

組織	職	支給区分
法人本部	略	
中央病院	看護局長	五種(四種)
	院長補佐	六種(四種又は五種)
略		
	総合診療・感染症センター統括部長	六種(五種)
	呼吸器病センター統括部長	六種(五種)
	循環器病センター統括部長	六種(五種)
	肝胆脾・消化器病センター統括部長	六種(五種)
略		
	特定疾患センター統括部長	六種(五種)
略		
中央診療統括部長	六種(五種)	

別表14 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）

組織	職	支給区分
法人本部	略	
中央病院	看護局長	五種(四種)
略		
	総合診療・感染症センター統括部長	五種(四種)
	中央診療統括部長	六種(五種)
略		
	特定疾患センター統括部長	六種(五種)
略		
地域連携センター統括部長	六種(五種)	
臨床試験管理センター統括部長	六種(五種)	

		略	
	検査部統括部長	六種（五種）	
	臨床試験管理センター統括部長	六種（五種）	
	患者支援センター統括部長	六種（五種）	
	教育研修センター統括部長	六種（五種）	
	総合病院診療統括部長	六種（五種）	
略			
			略
	教育研修センター統括部長	六種（五種）	
略			略
		看護部長	六種
			略
		副看護部長	八種（七種）
			略
		北病院	看護部長
北病院	略		六種
	看護部長	六種（五種）	
			略
	副看護部長	七種（六種）	
			副看護部長
			八種

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分  
 ※（ ）は、理事長が認める者の支給区分

別表16 初任給調整手当支給区分表（第42条関係）

期間の区分	職員の区分	1項職員	2項職員
1年未満		巴	巴
1年以上 2年未満		308,000	50,600
2年以上 3年未満		308,000	50,600

<u>3 年以上</u>	<u>4 年未滿</u>	308,000	50,600
<u>4 年以上</u>	<u>5 年未滿</u>	308,000	50,600
<u>5 年以上</u>	<u>6 年未滿</u>	308,000	50,600
<u>6 年以上</u>	<u>7 年未滿</u>	308,000	48,800
<u>7 年以上</u>	<u>8 年未滿</u>	308,000	47,000
<u>8 年以上</u>	<u>9 年未滿</u>	308,000	45,200
<u>9 年以上</u>	<u>10 年未滿</u>	308,000	43,400
<u>10 年以上</u>	<u>11 年未滿</u>	308,000	41,600
<u>11 年以上</u>	<u>12 年未滿</u>	308,000	39,800
<u>12 年以上</u>	<u>13 年未滿</u>	308,000	38,000
<u>13 年以上</u>	<u>14 年未滿</u>	308,000	36,200
<u>14 年以上</u>	<u>15 年未滿</u>	308,000	34,800
<u>15 年以上</u>	<u>16 年未滿</u>	308,000	33,400
<u>16 年以上</u>	<u>17 年未滿</u>	304,700	32,000
<u>17 年以上</u>	<u>18 年未滿</u>	301,400	30,600
<u>18 年以上</u>	<u>19 年未滿</u>	298,100	29,200
<u>19 年以上</u>	<u>20 年未滿</u>	294,800	27,800
<u>20 年以上</u>	<u>21 年未滿</u>	291,500	26,400
<u>21 年以上</u>	<u>22 年未滿</u>	277,700	25,800
<u>22 年以上</u>	<u>23 年未滿</u>	263,700	25,200
<u>23 年以上</u>	<u>24 年未滿</u>	250,200	24,200
<u>24 年以上</u>	<u>25 年未滿</u>	236,300	23,600
<u>25 年以上</u>	<u>26 年未滿</u>	222,600	23,000
<u>26 年以上</u>	<u>27 年未滿</u>	205,000	22,400
<u>27 年以上</u>	<u>28 年未滿</u>	187,900	21,800
<u>28 年以上</u>	<u>29 年未滿</u>	170,600	21,000

<u>29 年以上</u>	<u>30 年未満</u>	<u>153,000</u>	<u>20,700</u>		
<u>30 年以上</u>	<u>31 年未満</u>	<u>135,000</u>	<u>20,300</u>		
<u>31 年以上</u>	<u>32 年未満</u>	<u>116,700</u>	<u>19,700</u>		
<u>32 年以上</u>	<u>33 年未満</u>	<u>98,800</u>	<u>18,800</u>		
<u>33 年以上</u>	<u>34 年未満</u>	<u>72,800</u>	<u>17,900</u>		
<u>34 年以上</u>	<u>35 年未満</u>	<u>48,500</u>	<u>17,200</u>		
<u>備考</u>					
1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。					
2 この表において、「1 項職員」とは第 42 条第 1 項第一号の職員を占める職員を、「2 項職員」とは同項第二号の職員を占める職員をいう。					

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程 新旧対照表

新	旧																												
<p>(採用試験の試験職種等)</p> <p><b>第5条</b> 採用試験の試験職種及び試験種目は、別表2に定めるところとする。</p> <p>(選考により採用する職)</p> <p><b>第11条</b> 次の各号の一に該当する職への採用は選考によることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 別表5から別表7までに掲げる職</li> <li>二～五 略</li> </ul>	<p>(採用試験の試験職種等)</p> <p><b>第5条</b> 採用試験の試験職種及び試験種目は、別表2に定めるところとする。</p> <p>(選考により採用する職)</p> <p><b>第11条</b> 次の各号の一に該当する職への採用は選考によることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 別表5から別表7までに掲げる職</li> <li>二～五 略</li> </ul>																												
<p>別表2 (第5条関係)</p> <p>試験職種及びその対象となる職並びに試験種目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験の区分</th> <th style="text-align: center;">試験職種</th> <th style="text-align: center;">対象となる職</th> <th style="text-align: center;">試験種目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	試験の区分	試験職種	対象となる職	試験種目	略	略	略	略	<p>別表2 (第5条関係)</p> <p>試験職種及びその対象となる職並びに試験種目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験の区分</th> <th style="text-align: center;">試験職種</th> <th style="text-align: center;">対象となる職</th> <th style="text-align: center;">試験種目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資格免許職員採用試験</th> <th style="text-align: center;">資格免許職員採用試験</th> <th style="text-align: center;">資格免許職員採用試験</th> <th style="text-align: center;">資格免許職員採用試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">作業療法士</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">言語聴覚士</td> <td style="text-align: center;">主として言語聴覚療法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	試験の区分	試験職種	対象となる職	試験種目	略	略	略	略	資格免許職員採用試験	資格免許職員採用試験	資格免許職員採用試験	資格免許職員採用試験	作業療法士	略	略	略	言語聴覚士	主として言語聴覚療法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	略	略
試験の区分	試験職種	対象となる職	試験種目																										
略	略	略	略																										
試験の区分	試験職種	対象となる職	試験種目																										
略	略	略	略																										
資格免許職員採用試験	資格免許職員採用試験	資格免許職員採用試験	資格免許職員採用試験																										
作業療法士	略	略	略																										
言語聴覚士	主として言語聴覚療法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	略	略																										

	略	略					

別表7 (第11条関係、第12条関係)  
選考の対象となる職 (三)

1 略  
2 医事職員  
3～5 略

	略					

別表7 (第11条関係、第12条関係)  
選考の対象となる職 (三)

1 略  
2 技能員  
3～5 略